

工事予定価格の積算内訳の公表について

農総第 1610 号
制定 平成12年1月7日

工事発注における客観性、透明性を高める観点から工事の予定価格の事後公表を平成10年12月1日より実施しておりますが、積算の透明性の一層の向上を図る観点から、予定価格公表に係わる積算の公表を平成12年4月1日以降入札する工事より実施する。

記

1. 公表の対象

本格実施・・・農林水産部が発注する工事のうち、財務規則137条2項に規程する随意契約を除く250万円以上の工事。(平成12年4月1日以降)

2. 公表の内容

予定価格(消費税相当額を除いたもの)の作成に用いた積算価格について、工事区分、工種及び種別ごと(建築、設備に係わる工事にあつては種目、科目ごと)の数量、金額等を明示する積算内訳の資料。

3. 公表の時期

契約の締結後なるべく早期に、原則として平成17年12月16日付農企第1979号「公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について(通知)」に基づく入札結果の公表と同時に公表するものとする。

4. 公表の場所

本庁契約については農林水産企画課、各出先機関の契約については当該出先機関においてそれぞれ公表するものとする。

5. 公表の方法

閲覧場所に閲覧名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入されるものとする。(別紙「閲覧者名簿」参照)

6. 公表の期間

公表した日の属する年度及び翌年度。

附 則

本通知による措置は、平成12年2月1日以降入札する工事から適用する。

附 則

本通知による措置は、平成17年12月 1 日以降入札する工事から適用する。

附 則（平成19年11月 1 日 農企第1920号）

本通知による措置は、平成19年11月 1 日以降入札する工事から適用する。

附 則（平成21年11月17日 農企第2253号）

本通知による措置は、平成21年11月17日以降入札する工事から適用する。